

上天草市家屋評価システム導入業務委託及び保守業務委託
公募型プロポーザル方式実施要領

1 目的

この実施要領は、上天草市家屋評価システム導入業務及び保守業務の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

上天草市家屋評価システム導入業務及び保守業務

(2) 業務内容

上天草市家屋評価システム導入業務及び保守業務仕様書（別紙1）
のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

※システムは、令和8年10月1日から稼働することができること。

(4) 見積り限度額

金5,484,000円（消費税及び地方消費税を含む。）。ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

3 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 上天草市工事等請負及び委託契約等に係る指名停止の措置要領（平成16年上天草市告示第94号）又は上天草市物品購入等契約及び業務委託契約に係る指名停止の措置要綱（平成27年上天草市告示第71号）の規定に基づき、入札参加資格停止等の処分を受けていない者であること。
- (5) 上天草市暴力団排除条例（平成24年上天草市条例第5号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (6) 国税、都道府県民税及び市区町村税に未納がないこと。
- (7) 過去5年間において他の地方公共団体における同種業務導入実績を有していること。
- (8) 「JISQ27001／ISMS又はプライバシーマーク」及び「ISO9001（品質管理システム）」の認証を受けていること。

5 プロポーザルに係る実施要領等の配布

- (1) 配布期間
令和8年6月11日（木）から同年7月2日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 配布場所
上天草市ホームページから直接資料のダウンロードを行うこと。ただし、これにより難しい場合は、次の場所にて資料を配布する。
熊本県上天草市大矢野町上1514番地
上天草市役所市民生活部税務課（以下「主管課」という。）
- (3) 配布資料

- ア 上天草市家屋評価システム導入業務委託及び保守業務委託公募型プロポーザル方式実施要領
- イ 上天草市家屋評価システム導入業務及び保守業務仕様書（別紙１）
- ウ 質問書（様式第１号）
- エ 参加表明書（様式第２号）
- オ 会社概要（様式第３号）
- カ 企画提案書（様式第５号）
- キ 類似業務実績調書（様式第６号）
- ク 機能要件確認書（別紙２）
- ケ 個人情報保護管理に関する特記仕様書（別紙３）

6 質問の受付及び回答

（１） 提出書類

質問書（様式第１号）

（２） 提出期限

令和８年６月１８日（木）午後５時まで（必着）

（３） 提出場所

主管課

（４） 提出方法

質問書は、電子メールで提出することとし、必ずその提出の旨を電話で連絡すること。

なお、電話、来庁等による口頭での質問は、受け付けない。

（電子メールアドレス：zeimu_atmark_city.kamiamakusa.lg.jp）

※ 上記電子メールアドレスについては、スパムメール対策として「@」を「_atmark_」と表示しているため、電子メールを送信する際には、「@」に変更すること。

※ 件名は、「上天草市家屋評価システム導入業務委託及び保守業務委託（事業者名）」とすること。

（５） 回答方法

質問に対する回答は、令和８年６月２５日（木）までに、上天草市

ホームページに掲載する。

※ 回答内容について、不特定多数の者が閲覧することに支障がある場合は、全参加者に電子メール等により回答する。

7 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、(1)及び(2)に掲げる書類を(3)の期限までに提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書(様式第2号)

(2) 添付書類

ア 会社概要(様式第3号)

イ 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)(写し可)

ウ 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)

エ 市内に本店又は営業所を有する法人にあつては、直近年度の市税(全税)及び国税(法人税、消費税及び地方消費税)、市外に本店又は営業所を有する法人にあつては、直近年度の国税(法人税、消費税及び地方消費税)の納税証明書(未納がないことが確認できるもの)(写し可)

(3) 提出期限

令和8年7月2日(木)午後5時まで(必着)

(4) 提出場所

主管課

(5) 提出方法

提出資料は、紙媒体又は電子媒体とし、持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、午前8時30分から午後5時まで(閉庁日を除く。)受け付ける。郵送の場合は、送付用の封筒の表面に「上天草市家屋評価システム導入業務委託及び保守業務委託(参加表明)」と朱書きの上、郵便書留により提出すること。

8 企画提案書等の提出

7 (1) の参加表明書を提出した者で参加資格があると認められたものは、
(1) に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類（原則 A 4 版、長編綴じ印刷）

ア 企画提案書（様式第 5 号）

イ 業務に対する企画提案（任意様式）

ウ 業務の実施計画（任意様式）

業務スケジュールを具体的に記載すること。

エ 業務の実施体制（任意様式）

予定する責任者及び担当者の氏名を明記するとともに、実施体制、
人員、役割分担間の連携等について具体的に記載すること。

なお、本業務の一部を再委託する場合は、再委託先の企業名、所在
地、実施体制、役割分担間の連携等を記載すること。

オ 類似業務実績調書（様式第 6 号）

過去 5 年間の類似業務実績について記載すること。

カ 見積書（任意様式）

見積書に記載する内訳には、詳細な内容を記載すること。

キ 機能要件確認書（別紙 2）

(2) 提出期限

令和 8 年 7 月 9 日（木）午後 5 時まで

(3) 提出場所

主管課

(4) 提出方法

提出資料は、紙媒体及び電子媒体とし、持参又は郵送により提出す
ること。持参の場合は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（閉庁日
を除く。）受け付ける。郵送の場合は、送付用の封筒の表面に「上
天草市家屋評価システム導入業務委託及び保守業務委託（企画提
案）」と朱書の上、郵便書留により送付すること。

(5) 紙媒体の提出部数

6 部

9 審査方法

本プロポーザルの審査は、上天草市家屋評価システム導入業務委託及び保守業務委託受託候補者選定審査会（以下「選定審査会」という。）において、企画提案書等の書類を審査し、プレゼンテーションを聴講して、企画提案を総合的に審査の上、最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。

(1) プレゼンテーション

ア 開催日時

令和8年7月28日（火）午後2時から

※提案者ごとの説明開始時間は別途連絡する。

イ 場所

上天草市役所大矢野庁舎2階庁議室

ウ 提案時間

(ア) 企画提案書に基づく説明及び実機でのデモンストレーション
(40分間)

(イ) 質疑応答(10分間)

エ その他

(ア) 説明者は、実際に業務の主たる担当者を含め3人以内とする。

(イ) プレゼンテーションは、主たる担当者が対面により行うことを必須とするが、その他の説明者はオンラインによる説明も可能とする。

※ 参加者が多数となった場合は、書類審査による1次選考を行う場合がある。

※ 参加者が1者のみであった場合でも、審査会において妥当であると判断された場合は、受託候補者として選定する。

(2) 審査項目及び審査基準

別表のとおり

10 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後、全提案者に郵送又は電子メールにて通知する。なお、評価点数は公開しないものとする。

1.1 スケジュール

本業務に係るスケジュールは、次のとおりとする。

内容	日程
公告	令和8年6月11日（木）
質問書の提出期限	令和8年6月18日（木）
質問書の回答	令和8年6月25日（木）
参加表明書等の提出期限	令和8年7月2日（木）
企画提案書等の提出期限	令和8年7月9日（木）
企画提案書の審査	令和8年7月28日（火）
審査結果通知	令和8年7月下旬頃
契約予定日	令和8年7月下旬頃

1.2 企画提案者の失格

次の各号のいずれかに該当するときは、その企画提案者を失格とする。

(1) 企画提案者が次のいずれかに該当するとき。

- ア 選定審査会に参加しなかったとき。
- イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。
- ウ 公平な審査を阻害する行為があったとき。

(2) 企画提案書が次のいずれかに該当するとき。

- ア 提出方法、提出先及び提出期間が示された要件に適合しないとき。
- イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

1.3 契約手続

審査の結果、受託候補者となった者については、主管課と提案内容の詳細について協議をし、市がこれに基づいて決定した予定価格の範囲内で市と契約手続を行うこととする。

なお、契約に当たっては、提案内容の全てをもって契約するとは限らない。

また、契約締結に至らない場合は、次点者と契約手続のための協議を行うこととする。

1.4 その他留意事項

- (1) 提出期間経過後の書類の差替え及び再提出は、認めないものとする。
- (2) 1参加者につき1提案とし、提出書類は返却しないものとする。
- (3) 本プロポーザルに係る費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (4) 採用された企画等に係る著作権その他一切の権利は、発注者が有することとする。
- (5) 提出された企画提案書を受理した後の企画提案者による加筆及び修正は、認めないものとする。
- (6) 企画提案及び契約手続において用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

1.5 問合せ先

〒869-3692

熊本県上天草市大矢野町上1514番地

上天草市市民生活部税務課（担当：益田）

電話 0964-26-5520（直通）

ファクシミリ 0964-56-5107

電子メールアドレス zeimu_atmark_city.kamiamakusa.lg.jp

※ 上記電子メールアドレスに関し、スパムメール対策として「@」を「_atmark_」と表示しているため、電子メールを送信する際には、「@」に変更すること。

別表

	区分	評価項目	評価内容	配点
1	組織	業務執行能力	当該業務を深く理解し、遂行するために必要な知識・経験を有しているか。	10
2		実施体制	業務を適切に提供できる体制であるか。 (担当者の配置、人数、役割分担等)	10
3		サポート体制	課題対応や緊急時対応は適切かつ迅速に実施できるか。 業務の課題解決や提案を行う体制が整備されているか。	15
4		類似実績	類似業務の受託実績があるか。 他の地方公共団体と取引経験はあるか。	5
5	システム	システムの機能	職員の視認性や操作性に配慮した機能を有しているか。	20
6		システムの拡張性	法改正や事務事業見直しに伴うシステム改修への柔軟性は有しているか。	20
7		その他機能	仕様書以外の内容で、本市にとって有益な機能を有しているか。	5
8		個人情報保護対策	個人情報保護対策に配慮されているか。	5
9		安定稼働対策	データ保護対策は配慮されているか。	5
10			バックアップ体制は配慮されているか。	5
総点数				100